

社会福祉 しずおか

2015



特集

就労を通して
障害者の社会参加を促進する

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



就労を通して 障害者の社会参加を促進する

我が国の障害者数を3区分で見ると、身体障害者393万7千人、知的障害者74万1千人、精神障害者320万1千人と統計され、約788万人の障害者の方が生活されています。人口比にするとおおよそ国民の6%が何らかの障害を有していると推計されています。(平成26年版障害者白書)

これは、障害者と働くことが当たり前になりつつあることを意味しており、民間企業でも障害に対する知識啓発や受け入れる為の社内環境を整備することが必要不可欠となっています。

障害者施策の基本理念においては、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要であり、この考え方の下、障害者雇用対策の各施策が推進されています。

障害のある人の就労意欲が高まっている中、障害者の地域生活の自立に向けて、行政だけではなく、企業や地域住民も制度を理解し、協力することが必要です。今回は制度の動向や関係者の声を紹介します。

図表 近年の主な法改正による障がい者の雇用対策

H21年4月～	障害者雇用納付金制度において、特例子会社の他、企業グループ、事業協同組合で適用できる特例を創設
H22年7月～	障害者雇用納付金制度が適用される対象範囲を、常用労働者200人を超える中小企業に拡大。短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)が、障害者雇用率制度の対象になる。
H25年4月～	障がい者の法定雇用率を引き上げ(民間企業において1.8%から2.0%に)
H27年4月～	障害者雇用納付金制度が適用される対象範囲を、常用労働者100人を超える中小企業に拡大

1 障害者雇用は企業の義務

平成25年4月、「企業は障害者を雇用しなければならない」というルールが改定されました。それが「障害者の雇用の促進などに関する法律」(以下「障害者雇用促進法」)です。

この法律によって、我が国の民間企業は常用雇用者の2.0%にあたる人数の障害者を雇わなければならないという義務があり、例えば社員数50人

の会社であれば、1人以上の障害者を雇用する義務があるのです。

また、雇用義務を果たしていない企業は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされている制度として「障害者雇用納付金制度」があります。

(障害者雇用促進法の要点)

民間企業には常用雇用者の2.0%以上にあたる障害者を雇用する義務がある。

法定雇用率は1.5%↓1.8%↓2.0%と原則5年間に1回見直されている。

2 障害者雇用の現況

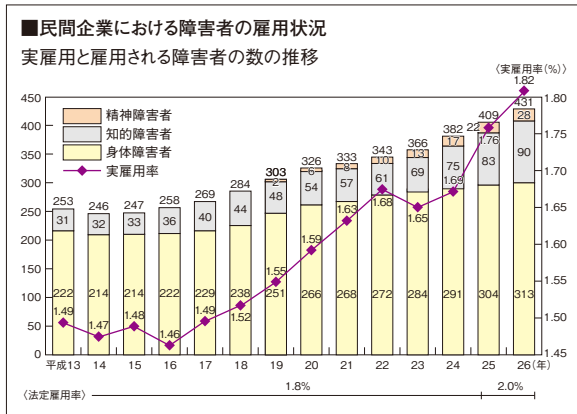
この10年、障害者雇用は大きく拡大しています。グラフは、民間企業における障害者の日雇用率及び雇用者数の推移です。リーマンショック、東日本大震災があったにもかかわらず、障

「害者雇用の拡大は続いています。特に知的障害者の雇用が大きく進んだということが原動力になっており、近年は精神障害者の雇用も進んでいます。知的障害者は、特別支援学校を卒業しての求職者が多いのが特徴です。また、精神障害者については平成18年から雇用率にカウントされたことや、平成30年から雇用が義務化されることが増加の原因と考えられます。

但し、民間企業の実雇用率は1.82%と、目標の2.0%には届いていません。1,000人以上の企業が実雇用率2.05%と高い一方、100~300人未満の企業の実雇用率は1.58%となっており、企業の体力的なことも要因と思われる。

本県においては、厚生労働省静岡労働局発表（平成26年11月26日）によると平成26年6月1日現在、民間企業に雇用されている障害者の数は9,587人で前年より4.6%増、実雇用率は1.8%（前年は1.72%）と過去最高を記録しています。また、法定雇用達成企業の割合も47.6%（前年は46.0%）

障害別障害者雇用数の推移及び実雇用率の推移



出典:平成27年版 障害者白書

と上昇しています。産業別でみると、実雇用率が高いのは「生活関連サービス業、娯楽業」(2.73%)、「医療、福祉」(2.11%)が法定雇用率を高まっています。一方で法定雇用率が未達成の企業は1,362社あり、障害者を1人も雇用していない企業が825社あります。大半は50人以上、100人未満企業や100人以上、300人未満企業であり、企業が小規模になるほど障害者を雇用する余裕がないのが現状と思われる。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否することなど
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○研修、現場実習をうけさせないこと ○食堂や休憩室の利用を認めないなど

合理的配慮の提供義務が大きな柱となります。

① 障害者に対する差別の禁止、② 障害者に関する法律が施行されます。

障害者に関する条約(障害者権利条約)の批准に向けた法整備の一つとして、平成28年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改

3

改正障害者雇用促進法 (平成28年4月)

【合理的配慮の具体例】

募集・採用の機会	○問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫することなど
施設の整備、援助を行う者の配置など	○車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更することなど

介護現場で働く 障害者の方を紹介します

静岡県社会就労センター協議会では、平成14年度から障害者の資格取得及び就労支援を目的に平成14年度から「知的障害者初任者（ホームヘルパー）養成研修」を実施しています。研修は半年にかけて約200時間の講義・実習等のポリユームのあるカリキュラムとなっています。

今回は特別支援学校を卒業後、平成26年度に本研修を受講し、平成27年4月から静岡市駿河区にある「スマイル高松公園」で介護職として働いているAさん（18歳）から話を伺いました。

Q 介護現場で働くきっかけを教えてください。

人に感謝されたり、楽しんでもらうことが好きだったからです。利用者さんから仕事が上手くなったと利用者さんからほめられると自信につながり、「次はいつ来るの？」と言わ

れることが励みになっています。

Q 仕事の中で強みを教えてください。

利用者さんとのコミュニケーションをとることがです。

Q ヘルパー研修は大変でしたか。

座学は長時間で大変でした。今の仕事は教科書どおりにはいかなことは多いですが、知識として役に立つことも多いです。

Q 今後の目標を教えてください。

仕事をしていたり点しか見てみなくて、気付かないことも多いので、もっと周りや全体を見ながら仕事ができるようになりたいです。

デイサービスの業務の流れ(例)

- 8:45 出勤
- 9:00 玄関、
下駄箱掃除、
入浴準備
- 9:30 入浴後の
お茶出し、声掛け
- 10:00 洗濯、洗濯干し
- 11:00 湯呑を洗う
- 12:00 昼食配膳・下膳
- 13:00 休憩
- 14:00 うがいコップの
片づけ
- 15:00 おやつ配膳
- 16:00 退勤



ジョブコーチの声

医療福祉における障害者の雇用は増加傾向で今後の期待が大きい職場です。

看護師や介護士の方の業務は幅広く雑用が多いため、専門的スキルを活かせないことがあります。

障害者の方が雑用を担うことで、専門職が本来のスキルを発揮することができると思います。

まだまだ法人によって、障害者雇用の対応に差はありますが、人手不足もあって障害者の活躍が期待されます。

上司の声

Aさんは遅刻もなく真面目に仕事に取り組んでくれています。主に掃除、配膳、レクリエーション等の業務を任せられています。

Aさんがいるときの職場の雰囲気は明るくなり、他のスタッフの負担が軽くなっています。

最近ではレクリエーションに自分からハロウインを取り入れていました。

介護には幅広い仕事があつて、色々な人が活躍できる仕事だと思います。もちろんAさんが得意な利用者さんとのコミュニケーションも大事な仕事です。

本会として

これまで、民間社会福祉施設運営基金における「ジョブコーチ養成促進事業」を通して、職員の資質向上と利用者の就労サポート体制の構築や、神谷基金における「障害者工賃アップ促進事業」によって、創意工夫して、自主製品等の製作・製造を行っている事業所に対し、必要な設備機器の購入経費を助成してきました。

今後とも第4次活動推進計画に基づき、関係機関・団体等との連携・協働しながら、障害者の差別解消の取組や雇用促進を支援してまいります。

(注)障害の表記について制度との整合のため「障害」で統一しました。



お互いさまの気持で支え合う 暮らしのサポート

住民参加型在宅福祉サービス「お互いさまサービス」について

裾野市社会福祉協議会の取組

○立ち上げの経緯は…

裾野市社会福祉協議会では、平成27年4月から住民参加型在宅福祉サービスの取組をスタートしました。この事業を始めたきっかけは、平成20年度から実施した福祉有償運送事業でのできごとでした。単独で移動する事が困難な独居高齢者を病院へ移送する車中でのこと…。運転手である事務局職員が運転中に交わす会話の中から、移動以外での日常的な困り事を抱えている当事者のニーズが多い事を感じ、この困り事を解決する仕組みを構築するため、関係機関への調査や、立ち上げまでの会議、視察等を行い実施することにしました。

事業内容

利用会員・協力会員・賛助会員で構成する有償のサービス。300円/30分を1単位のチケット制。利用会員に特定の対象を限定することなく、協力会員も高校生以上でお手伝いするという気持ちがあればどなたでも可能。相互に会員制を設けているので、困っている時には利用会員に、お手伝いできる事があれば協力会員になることができるのが特徴。



チケット受け渡しの様子

現状

本年9月末現在の利用状況は、延べ22件27時間の活動実績。協力会員延べ27名の方が活動をされました。主な活動内容は、草取りやゴミ出しといったケースで、利用された主な方は、女性の独居高齢者や男性の独居障害者の方です。



庭の手入れの様子

○事業をはじめて感じたこと

初回のケースには職員が赴き、協力会員と一緒に汗を流し活動をしています。ある独居高齢者のお宅に協力会員2人と職員でお伺いした時のこと。初対面で70代の男性同士が活動を終了した時、「この後、よければ家に寄って行きませんか?」と協力会員Aさん。協力会員Bさんと職員でおじゃまをし、お茶をいただきながら趣味のお話を聞かせていただきました。誘っていただいたAさんは独居の高齢者。初対面の協力会員が同じ活動をする事により、新たに生まれる繋がりや活動そのものが生きがいのひとつになってもらえればいいなど実感しました。今後もコーディネート役として、利用会員、協力会員の声を聞きながら、裾野市ならではの助けたり、助けられたりのサービスが展開できるよう、柔軟で迅速な対応を意識し関わっていきたいと思います。

備考:平成26年度裾野市福祉有償運送事業 利用実績927件 平成23年度の3年前実績と比べ約4倍の増
詳しくは(福)裾野市社会福祉協議会ホームページ. <http://syakyo-susono.or.jp/>

N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 紹 介

平成27年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた53団体の中から、今回は「活動奨励賞」の受賞団体である「朗読人形劇団 きらきら星」(磐田市)の活動を紹介します。

「朗読人形劇団 きらきら星」(磐田市)

「きらきら星」は、朗読や読み聞かせを通じて知った本の楽しさを人形劇にして、子どもからお年寄りまで幅広い年代の方々、特に小さなお子さんたち、障害をもったお子さんたちに届けたいという思いから誕生しました。

朗読人形劇では、工藤直子さんの「のはらうた」「ゆううつなかつむり」を朗読し、手作りの音楽と人形で優しい世界を表現しています。パネルシアターでは、絵本「はらぺこあおむし」をカラフルな絵と楽しい劇中歌、きれいなアゲハチョウとかわいいあおむし人形でお届けしています。

つい先日の保育園でのことです。「はらぺこあおむし」のあおむしが食べ過ぎで「おなかがいいたいよ～」と泣いていたら、子どもたちが「おなか痛い?」「食べすぎだよ」「はい!はっぱ食べて!なおるよ」とちっちゃな両手を差し出して「はっぱ」を勧めてくれました。そして、きれいなアゲハチョウが子どもたち一人一人にあいさつに行くと、とても嬉しそうに迎えてくれました。こんな風に心がほっこりする時間を共有できる幸せをかみしめながら、これからもものんびりゆっくり活動していきたいと思えます。



振込め詐欺防止の人形劇の様子



パネルシアター「いたいのいたいのとんでけ」を保育園で披露している様子

カーテン ・ リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル ・ リース&クリーニング

カーペットタイルメンテナンス付リース
リース期間 5年間(60か月)
期間中12カ月毎 定期クリーニング
全国初の除菌・消臭の丸洗いシステムで清潔を保ちます。
特にホテル、保育施設などでご好評です。
※クリーニングのご用命にも対応します。



洗う前 丸洗い後



カーペット洗浄機

独自のサービスでお喜び頂いています。 **株式会社三ナワ** 静岡市葵区産女1060番地の1 ☎054-295-9002 Fax054-295-9003

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。

洗浄から乾燥迄、短時間で
行い、リースも可能に
ブラインドもOK



ロールスクリーンクリーニング

当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」

ご注文の時期が集中します。御早めに予約願います。



学校の舞台幕(緞帳)

カーテンレールは勿論の事、ロールスクリーン・シェード・ブラインドに至るまで修理修繕対応します。



修理・修繕



ありがとうございました
県社協への寄附金

🌸 FUTABA道の会 様から
 本会(一般寄附金)へ
 20,000円の寄附を
 いただきました。
 (10月21日)

🌸 親切会 中部支部 様から
 本会(ふれあい基金)へ
 100,000円の寄附を
 いただきました。
 (11月13日)



左) 親切会 中部支部 支部長 太田勝規 様 右) 本会 事務局長 小長井 清

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成28年2月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み『WEB サービス』(会員対象)を御利用ください!
 →WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
5	中堅職員研修Ⅲ	2/4～5	シズウエル	中堅職員研修Ⅰ、Ⅱを受講した方	中堅職員に必要なコミュニケーションとチームワークの促進、職員指導・育成の基本及び自己啓発の技法を習得する。 講師:福祉職員生涯研修課程指導者
53	マイナンバー対応実務講座 (社会福祉ミニセミナーA)	2/2	シズウエル	社会福祉施設、介護保険事業所等に勤務する方	マイナンバー導入による福祉施設の対応実務と業務フロー作成を学ぶ。 講師:赤堀社会保険労務士事務所 代表 赤堀 久士 氏
53	成功事例から学ぶ 福祉事業所のキャリアパス 制度導入セミナー (社会福祉ミニセミナーB)	2/17	グランシップ	社会福祉施設、介護保険事業所等の職員	介護事業所のキャリアパス制度の事例紹介と行政職員による介護職員処遇改善加算の説明 講師:軽費老人ホーム和松園 施設長 板倉 幸夫 氏 静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 介護指導第1班
68	看護師研修	2/3	シズウエル	社会福祉施設、介護保険事業所等に勤務する看護師	社会福祉施設等に勤務する看護師に必要な知識・技術を習得する 講師:特別養護老人ホーム むまつホーム 看護部長 渡邊 浩美 氏
97	事例で学ぶ「福祉実践理論」基礎講座	2/1	シズウエル	社会福祉施設、介護保険事業所等に勤務する方	社会福祉・対人援助に係る基本的な理論を事例を通して学び、実践力を身につけることで、今後のケアの質の向上を図る。 講師:静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 講師 鈴木 俊文 氏

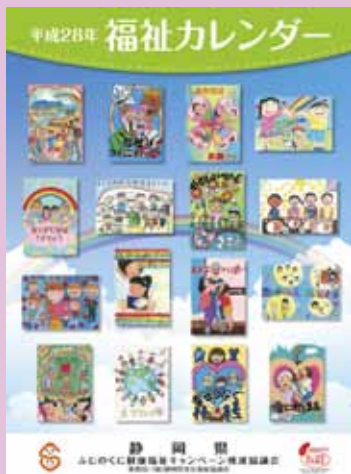
◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2 か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

◎福祉職員生涯研修(新任・中堅・指導的・施設長等運営管理職員の各研修)は、平成28年度からカリキュラムが変わります。

詳しくは県社協HP <http://www.shizuoka-wel.jp/training/post-3.php> を御覧ください。

詳細は研修課までお問い合わせください。お問い合わせ先:福祉人材部 研修課 電話 **054-271-2174**



● 平成28年福祉カレンダーの御案内 ●

このほど、ふじのくに健康福祉キャンペーン推進協議会(静岡県、本会等で構成)が主催する「福祉のまちづくり絵画コンクール」の入賞作品による福祉カレンダーを作製しました。

このカレンダーは、子どもたちが「やさしさでつながる福祉のまち」をテーマに描いた絵や、暦欄には祝祭日のほかに、福祉に関わる日(例えば1月17日は「防災とボランティアの日」など)が掲載されているのが特徴です。

御希望の方には無料で配付しておりますので、以下までお問い合わせください。

なお、在庫がなくなり次第終了となりますので御了承ください。

サイズ等 縦60センチ、横42センチ、13枚綴り

■申込み・お問い合わせ先

静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課

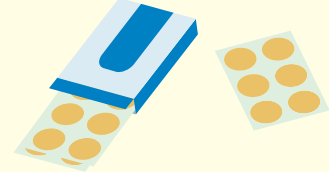
電話 054-254-5224



家庭用常備薬の斡旋について



～静岡県社会福祉協議会では、社会福祉従事者の福利厚生の一環として、家庭用常備薬の斡旋をしています～
 次回の斡旋は以下を予定しています。
 つきましては、皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。



- ◆申込締切 平成28年1月
- ◆商品引渡し予定 平成28年2月(株式会社あまの創健より発送)

※健康保険組合・共済組合等各団体で、疾病予防対策の一環として各組合で斡旋している医薬品は、大量生産の為、一個当たりの価格が市販のものに比べてかなり割安です。各事業所様・個人様の御家庭用としてお使いいただけます。

問い合わせ先
 静岡県社会福祉協議会 総務部 総務課
 TEL054-254-5248

みなさまの「健康管理」をお手伝いします。

- 《事業内容》
- 健康管理用品サービス：家庭用常備薬・健康食品・健康機器・各種記念品 etc
 - 健康管理サービス：健康診断・保健指導・健康セミナー・郵送がん検診 etc



家庭用常備薬の斡旋をご利用ください。

株式会社あまの創健

〒461-0001 名古屋市中区泉二丁目20番20号
 電話 (052) 931-0101 FAX (052) 932-1745
 URL : <http://www.amano-s.co.jp>



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

平成27年度

全国200万人
加入!!

補償金額 (保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外來の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
賠償責任の補償	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ		
	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ(※) <small>(基本タイプ+地震・竜巻・津波)</small>		430円	650円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険
(普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付任意傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償
(普通傷害保険)

福祉サービス総合補償
(普通傷害保険、賠償責任保険、約定旅行費用保険)

● お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 TEL:03(3593)6824

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
 受付時間：平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。